

## 京都市立芸術大学リポジトリ運用規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、京都市立芸術大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 リポジトリは、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された成果物，所蔵してきた学術研究資料（以下「成果物等」という。）を登録して保存し，インターネットを介して公開することにより，本学の学術成果を社会に還元し，教育研究活動の推進を図るものである。

### (登録対象者)

第3条 本学の教育研究活動において作成された成果物等をリポジトリに登録できる者は，次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員（常勤・非常勤を問わない。退職者を含む。）
- (2) 本学に在籍する学生で，担当教員の確認を得た者
- (3) 本学に過去に学生として在籍した者
- (4) その他，本学附属図書館長(以下「図書館長」という。)が必要と認めた者

### (登録要件)

第4条 リポジトリに登録する成果物等は，次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 登録を申請する者が主たる作成者であること。
- (2) 著作権を含む知的財産権（以下「著作権等」という。）に係る法令を遵守していること。
- (3) プライバシーを侵害しないものであること。
- (4) 公序良俗，社会通念上又は情報セキュリティ上に問題がないこと。

(登録成果物等)

第5条 リポジトリに登録する成果物等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学位取得のため、本学に提出した博士論文
- (2) 紀要、研究報告書及び広報誌等の学内刊行物に掲載された資料
- (3) その他、図書館長が必要と認めたもの

(申請者の責務)

第6条 リポジトリの登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)のリポジトリの登録に係る責務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 成果物等の著作権処理は、登録申請者が行うこと。
- (2) 成果物等の内容については、登録申請者が責任を負うこと。
- (3) 成果物等の公開について、許諾していること。

(登録手続き等)

第7条 登録申請者は、書面によりリポジトリに登録を申請することを図書館長に申し出なければならない。

- 2 前項の登録申請は、学部長、研究科長、センター所長を介して、教授会等の承認を得たうえで行う。
- 3 前項の申請が、全学にわたるものについては、教育研究審議会の承認を得るものとする。
- 4 前2項の規定に関わらず、第5条第1号及び第2号に係る申請については、教授会等及び教育研究審議会の承認を要しない。
- 5 登録及び公開は、第1項の申請に基づき、図書館長が行う。

(登録の削除及び変更)

第8条 リポジトリに登録した資料の削除及び変更については、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 登録申請者が削除又は変更を申請し、図書館長が必要と認めた場合
- (2) 図書館長が第4条に照らし公開を不適切と判断した場合

(免責事項)

第9条 本学は、リポジトリに登録された成果物等の登録、公開、利用によって生じた登録申請者、著作権等を有する者又は利用者等の損害及び不利益について、一切その責任を負わないものとする。

(管理運用)

第10条 リポジトリの管理運用は、本学附属図書館において行うものとし、図書館長を責任者とする。

2 この規程に定めるもののほか、リポジトリの管理運営に必要な事項は、京都市立芸術大学リポジトリ運営会議（以下「運営会議」という。）で協議し、リポジトリ管理運営要領として、図書館長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。